

# 情報セキュリティ基本方針

2026年4月23日

ゆきぐに信用組合

ゆきぐに信用組合（以下「当組合」）は、情報資産（顧客情報、企業情報、ならびに情報システム等）を事故・災害・犯罪などの脅威から保護することを重要な使命と位置づけています。

情報の漏えい・紛失・不正利用・改ざん・システム障害等は、当組合の業務に重大な影響を及ぼすだけでなく、お客様の信用を損なう深刻な事態を招きかねません。

当組合は、お客様ならびに地域社会からの信頼に応えるため、以下の方針に基づき情報セキュリティの確保と向上に取り組めます。

## 1. 経営者の責任

当組合は、情報セキュリティを経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、経営陣が主体となって管理態勢の整備・運用・改善を推進します。

## 2. 法令・規範の遵守

当組合は、不正アクセス禁止法、個人情報保護法、番号法等の関連法令、および金融機関として求められるガイドライン・業界基準（FISC 安全対策基準等）を遵守し、情報資産を適切に保護・管理します。

## 3. 情報セキュリティ管理体制の整備

当組合は、情報資産を適切に保護するため、情報セキュリティ管理態勢ならびに緊急時対応態勢を整備します。

## 4. 情報資産の適切な管理

当組合は、情報資産の重要度（機密性・完全性・可用性）に応じた管理を行い、取得から廃棄までのライフサイクル全体で適切に取り扱います。

## 5. 技術的・物理的セキュリティ対策の実施

当組合は、サイバー攻撃や不正アクセス等の脅威に備え、技術的・物理的対策を講じます。

## 6. 職員の教育・啓発

当組合は、すべての役職員が情報セキュリティの重要性を理解し、適切に行動できるよう、定期的な教育・研修を実施します。

## 7. 継続的な改善

当組合は、情報セキュリティ管理態勢や各種対策の実施状況を定期的に見直し、技術動向・脅威動向・法令改正等を踏まえて継続的な改善を行います。

本方針は、社会環境・技術動向・法令等の変化に応じて適宜見直しを行い、当組合の情報セキュリティ水準の維持・向上に努めます。